



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月11日金曜日 第2587号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 585
保安林予定森林.....	（森林整備課）... 585
解除予定保安林.....	（ " ）... 586
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示（2件）.....	（ " ）... 586
土地改良区の定款変更の認可.....	（東予地方局農村整備課）... 587
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）... 587
道路の供用開始（一般国道378号）.....	（南予地方局管理課）... 587
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 587
道路の供用開始（一般国道197号）.....	（ " ）... 587
道路の供用開始（一般国道378号）.....	（南予地方局西予土木事務所）... 588

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	（男女参画・県民協働課）... 588
-------------------------------	---------------------

告 示

○愛媛県告示第829号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年7月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
うさぎ薬局	今治市末広町3丁目3-4	有限会社城西調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成26年7月1日

○愛媛県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年7月11日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212番地	久万高原町立訪問看護ステーションあけぼの	上浮穴郡久万高原町久万1番地1	精神通院医療	平成26年7月1日

○愛媛県告示第831号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月11日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
東温市滑川字今井谷甲932（次の図に示す部分に限る。）、戊199、字今井谷上戊170の1

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字今井谷甲932・戊199・字今井谷上戊170の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第832号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾344の102
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第833号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年 5月愛媛県告示第585号、第587号及び第588号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 喜多郡内子町上川1977, 2659 and 大洲市肱川町予子林256の1, 256の2.

Table with 3 columns: 喜多郡内子町上川1019, 1020, 1024, 1021, 1022, 1643, 1965, 2023, 2024, 2055, 2056から2058まで, 2255, 2259, 176の6, 177の2, 178の2, 187の2. Columns include location, person name, and a blank column.

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第834号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年 5月愛媛県告示第589号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row includes 大洲市肱川町宇和川3706.

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

変更しない

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 7月11日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第836号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 25) 第 15467 号	平成25年 12月 8 日	カトー住建	加藤 隆	伊予市上野2443 - 3	平成26年 6月 2 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第 16881 号	平成23年 7月11日	(株)山村	村上 豪	松山市朝生田町1 - 11 - 33	平成26年 6月 3 日	建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 25) 第 15373 号	平成25年 7月31日	松本板金工業所	松本 勉	松山市内宮町682 - 8	平成26年 6月12日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23) 第 16905 号	平成23年 8月10日	浜本鉄筋	浜本 浩二	松山市古三津1 - 26 - 41	平成26年 6月17日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 17009 号	平成24年 5月23日	真聖建設	吉野 聖	松山市馬木町1002 - 6	平成26年 6月26日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 25) 第 14081 号	平成25年 8月19日	黒河ガス圧接工業	黒河 敬三	東温市志津川695 - 5	平成26年 6月27日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町深浦字ウラノオク3番耕地100番地先から 同町深浦字ジョノシタ2番耕地477番1地先まで	平成26年 7月12日 17:00

○愛媛県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲64番1地先から 同市柴甲67番まで	旧	メートル 9.0~16.0 及び 4.0~10.0	キロメートル 0.088 及び 0.088	
			新	9.0~16.0	0.088	

○愛媛県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津字板野乙75番1から 同町宇津字淵ノ瀬甲382番7まで	平成26年 7月11日

○愛媛県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町依津1番耕地245番1地先から 同町依津1番耕地571番地先まで	平成26年 7月12日 17:00

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月23日	NPO法人 アジアキッズケア	喜 安 美 紀	伊予郡松前町大字北川原1054番地 3	この法人は、アジアやアフリカなどの恵まれない子どもたちの求めるニーズに応え、「子どものいのちを守る」ための支援活動を行うことを目的とする。